

これまでの審査会合における 指摘事項への回答

平成27年11月20日
北陸電力株式会社

【指摘事項 3】 電力量料金単価の設定

1

- 電力量料金単価については、昼夜間問わず同一のレートである「標準メニュー」と、送配電設備の効率的利用を目的とした昼夜間ごとにレートが異なる「時間帯別メニュー」を設定しました。
- 具体的には、夜間時間に一定の電気をご利用した場合に、電力量料金負担が等しくなるよう、標準メニューに昼夜間の固定費負担格差を反映いたしました。

＜電灯の電力量料金単価の場合＞

電力量料金回収分÷料金対象電力量+電促税・BE単価
＝電灯標準接続送電サービス電力量料金単価（税込：7.16円／kWh）



夜間時間に一定の電気をご利用した場合に電力量料金負担が等しくなるように設定

電灯時間帯別接続送電サービス



昼間電力量料金単価（税込：8.10円／kWh）

昼夜間の固定費負担格差を反映

夜間電力量料金単価（税込：5.94円／kWh）

※昼間時間は、毎日8時から22時までの時間。ただし日祝日等の該当する時間を除きます。

※夜間時間は、昼間時間以外の時間。

※低圧動力、高圧、特高においても電力量料金単価の算定方法は同様。

（税込）

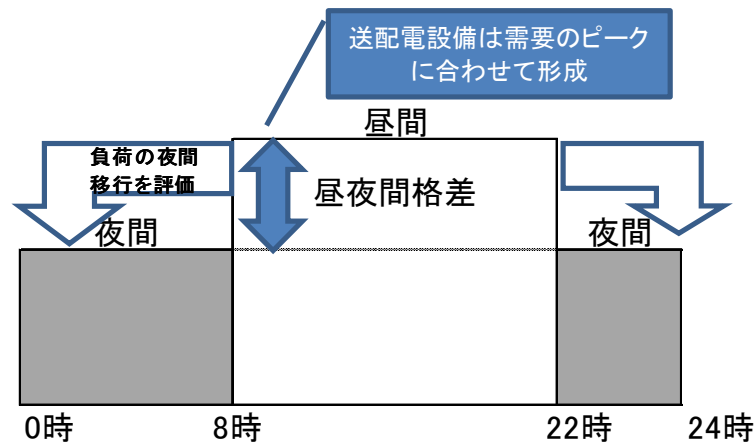
	低圧（電灯）			高圧			特別高圧		
	標準	時間帯別		標準	時間帯別		標準	時間帯別	
		昼間	夜間		昼間	夜間		昼間	夜間
電力量料金単価（円/kWh）	7.16	8.10	5.94	2.27	2.53	1.95	1.21	1.32	1.07

【指摘事項 3】 低圧託送料金における昼夜間格差について

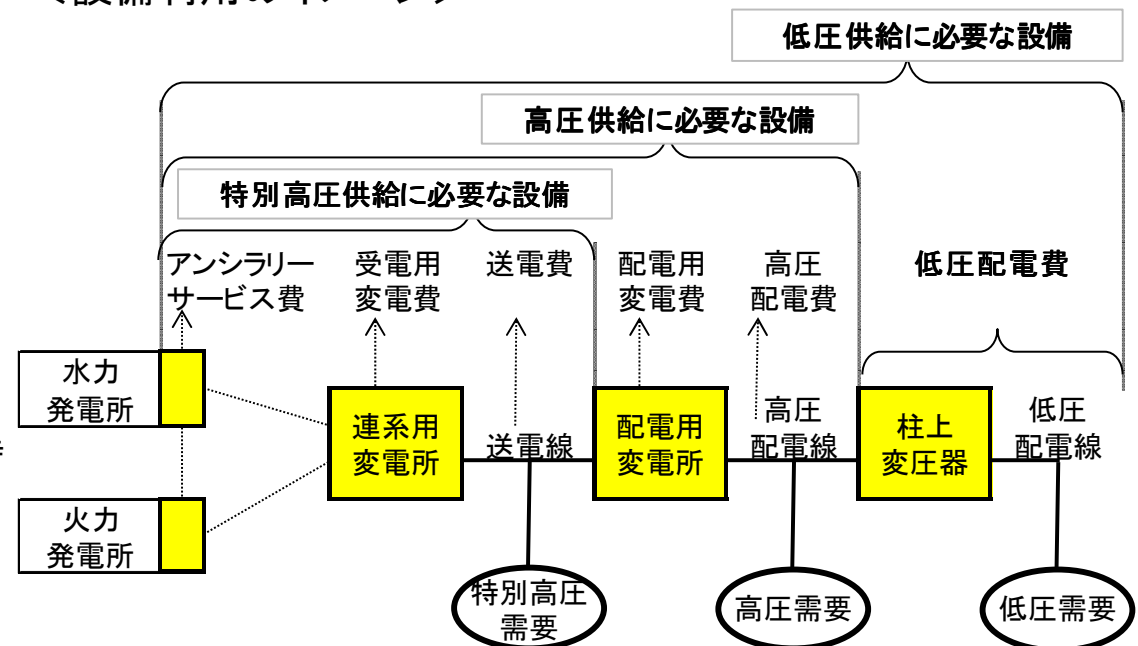
2

- 下記の観点から、特別高圧・高圧・低圧に関わらず、送配電設備全体の利用における昼夜間格差を用いて単価を設定することは一定の合理性があるものと考えております。
 - ①送配電設備は需要のピークに対応するように形成されていること。
 - ②低圧需要への供給には、低圧配電設備のみならず、送電設備・変電設備・高圧配電設備も含め、全ての流通設備が必要であること。

<全系需要のイメージ>



<設備利用のイメージ>



	アンシラリー・送電費 ・受電用変電費等	高圧配電費 ・配電用変電費	低圧配電費	その他 (需要家費等)
低圧原価に 占める比率	30%	30%	15%	25%

- ・ 電気料金水準を安定的に維持するため、減価償却費、除却費、修繕費を合わせた設備関連費用は、中長期的に概ね同程度の水準で推移させることが基本であると考えております。
- ・ 設備投資・修繕計画は、電力需要の伸びが期待できないことや設備の高経年化をふまえ、設備の機能維持を図り、将来に亘り電力を安定供給していく考え方で策定しております。